

山口県報

平成 23 年
11月22日
(火曜日)

山口県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関 成

名	医療機関所在地	指定期間
にかわ産婦人科クリニック	山口市矢原町七番三五号	平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間
山下脳神経外科クリニック	下松市望町五丁目四番七号	平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間
津本歯科	山口市緑町三番二七号	平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間
田中歯科医院	下松市望町一丁目一二番一四号	平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間
よしはら歯科クリニック	光市上島田三丁目一〇番一五号	平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間
こねこ薬局	宇部市上町一丁目六番一八号	平成二十三年九月一日

名	医療機関所在地	指定期間
オリーブ薬局徳地店	山口市徳地堀一六二四の七	平成二十三年九月一日



(三四一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十一月二十二日から平成二十四年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関 成

名	医療機関所在地	届出年月日
谷川産婦人科クリニック	山口市矢原町七番三五号	平成二十三年八月三日
山下脳神経外科クリニック	下松市望町五丁目四番七号	平成二十三年八月三日
田中歯科医院	望町二丁目一一番一五号	平成二十七年一月三日

名	医療機関所在地	届出年月日
大規模小売店舗の名称及び所在地		
名称 (仮称) ドラッグコスマス清末店		
所在地 下関市清末千房二丁目五一の四		

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

代表者の氏名

(三四三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

八 届出年月日 平成二十三年十月三十一日	(四) 荷さばき施設において荷さばきを行ふことができる時間帯 午前零時から午後十二時まで	(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで	(三) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所	(一) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前一〇時 午後一〇時	七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗における小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前一〇時 午後一〇時	(四) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル	(三) 荷さばき施設の面積 二七平方メートル	(四) 廃棄物等の保管施設の容量 九立方メートル	(三) 荷さばき施設の面積 二七平方メートル	(二) 駐輪場の収容台数 六台	(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、四九二平方メートル	五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 六 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十四年七月一日

五 届出年月日 平成二十三年十一月十七日	四 届出年月日 平成二十三年十一月十日	木谷 修	株式会社丸喜	大規模小売店舗の新設をする日 平成二十四年七月一日	六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 六 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十四年七月一日	五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 六 大規模小売店舗の新設をする日 平成二十四年七月一日	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 吉南ショッピングセンター 所 在 地 山口市小郡上郷一五八〇の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 山口アートロック工業株 所 在 地 山口市小郡上郷一五八九	三 変更に係る事項の概要 名 称 熊野 和憲 所 在 地 山口市小郡上郷一五八九	一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名 称 吉南ショッピングセンター 所 在 地 山口市小郡上郷一五八〇の一	二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名 称 山口アートロック工業株 所 在 地 山口市小郡上郷一五八九	三 変更に係る事項の概要 名 称 熊野 和憲 所 在 地 山口市小郡上郷一五八九

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年十一月二十二日から平成二十四年三月二十二日までの間、

山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関 成

平成二十三年十一月二十二日

山口県知事 二井 関 成